

地域自殺対策緊急強化事業

- 平成28年（2016年）に自殺対策基本法が改正され、都道府県市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられ、本市でも平成30年度（2018年度）に「熊本市自殺総合対策計画」を策定した。計画では新たに①「SNS相談」の開設、②「ストレスチェックWEBアプリ」の導入、③「自殺未遂者支援」を盛り込み、精神保健福祉室では令和元年度（2019年度）から①と②を実施

①「SNS相談」



・事業の概要

LINEで相談専用アカウントを作成し、市民に友達登録してもらうことで、登録者からの相談を臨床心理士等の資格を有する相談員が受け付ける。

・実施時期

令和2年（2020年）3月の自殺対策強化月間に併せた1か月間

・その他（参考）

令和2年度（2020年度）以降は、熊本連携中枢都市圏事業として実施を検討中。

また、教育委員会総合支援課では、令和元年度（2019年度）に市内の中高生を対象として、8月19日～8月31日の毎日、9月1日～12月22日の毎週日曜日、1月6日～8日の毎日に、同様のSNSによる相談事業が実施される。

②「ストレスチェックWEBアプリ」



・事業の概要

パソコンやスマートフォンにより、簡単な質問に答えるだけで、自身のストレスの状況や落ち込み度をメンタルチェックできるシステム。

必要に応じて、各種相談先を案内（表示）することで、早期の心のケアを見込む。

・実施時期

令和元年（2019年）6月以降

〇こころの健康センターでは令和元年度（2019年度）から③を実施

③「自殺未遂者支援事業」



・事業の概要

本市は自殺未遂歴のある自殺者の割合が、全国の割合よりも高い現状があり、自殺対策を推進するうえで自殺未遂者への支援の充実は必要不可欠である。同意が得られた自殺未遂者へ専門相談員を派遣し、支援に必要な情報提供などの支援を行う。また、警察、消防、救急病院等とのネットワークの構築を行う。

・実施時期

令和元年（2019年）7月以降